

交通事故は他人事ではありません

県内では、9月29日から10月30日までの1か月の間に、計7件の交通死亡事故が発生しており、7人の尊い命が失われています。

事故の特徴をみると、7人中5人は「65歳以上の高齢者」で道路横断中に亡くなっております。そのうち2人が「横断歩道」を横断中に事故に遭われています。

今年は、例年以上に道路横断中の高齢者が車にはねられる事故が多発しており、交通死亡事故全21件中8件も発生しています。

交通事故は他人事ではありません。自分自身のほか、家族や友人など大切な人の命を守るためにも、交通ルールやマナーを守り、交通事故を防止しましょう。

交通安全 コラム

vol.64



住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171



▽ドライバーのみなさんへ

- ・横断歩道を通過する際は、しっかり歩行者を確認することをお願いします。
- ・横断歩道手前のダイヤモンドマークをしっかり意識して通行することをお願いします。
- ・夕暮れ時の早めのライト点灯と夜間の原則「ハイビーム」をお願いします。

▽歩行者のみなさんへ

- ・自分が車に気付いていても、車が歩行者に気づいていないことがあることから、道路横断時には「反射材の着用」「ハンドサインによる横断」をお願いします。
- ・無理をせず、しっかり安全を確認して横断してください。



消費生活コラム vol.60

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

〇〇ペイで返金します

と言われたら詐欺を疑って

事例

- ▶ ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示された通りに数字等の入力を繰り返した。気づいたときには、約10万円送金させられていた。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。（60歳代）

お問い合わせ

- ▶ ★ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらわずに「送金」していたという相談が寄せられています。
- ▶ ★販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- ▶ ★販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- ▶ ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。
(佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188)

(参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第494号より)